

モニタリング用機器の保守管理及び現地調査の実施と安全管理に係る労働者派遣契約

仕様書

1. 目的

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）福島廃炉安全工学研究所 廃炉環境国際共同研究センター 環境モニタリンググループが実施する、「モニタリング用機器の保守管理及び現地調査の実施と安全管理」に係る労働者の派遣について定めたものである。

本件は、原子力規制庁の実施する「令和 8 年度放射性物質測定調査委託費及び原子力施設等防災対策等委託費(東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の分布データの集約)事業」におけるモニタリング用機器の保守管理及び現地調査と、これに付随する安全管理を実施するものである。

2. 業務内容

(1) 検出器の保守管理作業

- ①検出器（無人ヘリコプター用検出器：日本放射線エンジニアリング株式会社製、KURAMA：株式会社松浦電弘社製、in-situ Ge 検出器：Canberra 社製、等）一式の校正管理
- ②検出器のマニュアル・使用記録簿・点検記録簿の作成・更新

(2) 現地調査の実施

- ①現地調査の準備及び実施、片付け
- ②データの取得及び整理

(3) 安全管理の実施

- ①安全管理に係る活動報告
- ②安全管理設備に係る作業の現場管理
- ③安全主任者の補助業務

(4) 付随的業務

上記、密接不可分・一体的に行われる付随業務で、派遣労働者の就業場所において自他の業務に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。

3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものとする。

(1) 派遣労働者の基本的要件

- 1) システム等の基本的操作が可能で、これらのパソコンソフトを活用して事務処理が出来

る者とする。

- ① Microsoft word、Excel、PowerPoint により書類作成・印刷等の操作ができ、Microsoft Excel については、関数を用いた表計算、グラフ作成を行うことができる。
- ② Microsoft Edge 等のウェブブラウザにより Web ページの閲覧が出来る。また、Web ページを検索し、業務に必要な情報を入手できる。
- ③ Adobe Reader により PDF ファイルの閲覧、印刷等の操作ができる。

2) 普通自動車運転免許を有していること。

(2) 技術的要件

- ・ 放射線測定、放射線検出器等の取り扱いの経験を有していること。
- ・ 環境試料分析について知見を有していること。
- ・ 放射線管理に係る実務経験を有していること。
- ・ 各種装置類に不具合が生じた際、適切な対処が行えること。

(3) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ・ 職務上の問題点を複数の専門的知識に照らして、分析し、いろいろな視点から新しい考え方やより良い方法を求め、問題解決の手段・方法を具体化した上で、正確に作業を遂行できる。
- ・ 指示された作業を把握し、問題なく対応できる。
- ・ 指示された作業の計画の作成を的確に行える。

(4) 派遣労働者の条件

派遣労働者を無期雇用派遣労働者に限定する。

(5) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし。

4. 組織単位

福島廃炉安全工学研究所 廃炉環境国際共同研究センター 環境モニタリンググループ

5. 就業場所

(1) 福島県南相馬市原町区萱浜字巣掛場 45-169

福島県環境創造センター環境放射線センター2 階

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 福島廃炉安全工学研究所

廃炉環境国際共同研究センター 環境モニタリンググループ

TEL: 0244-25-2072

(2) その他、指揮命令者と事前に定めた場所

上記就業場所は国が指定する帰還困難区域、居住制限区域の範囲となる場合がある。この場合、区域に応じた災害応急作業等手当を契約書別紙に基づき支払う。

なお、機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費（通信費・水道光熱費等）については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。

なお、在宅勤務にあたっては、機構のルール及び指示に従うこと。

6. 指揮命令者

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 福島廃炉安全工学研究所
廃炉環境国際共同研究センター 環境モニタリンググループリーダー
TEL: 0244-25-2072

7. 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、機構創立記念日（10 月の第 1 金曜日とする。）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。
ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間 8 時 30 分から 17 時 00 分まで

(2) 休憩時間 12 時から 13 時まで

当機構の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 福島廃炉安全工学研究所 運営管理部
労務課副主幹

1 1. 派遣人員

2 名

1 2. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

1 3. 提出書類（部数：次の提出先に各 1 部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

- (1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）
- (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）※届出日付又は取得日付を含む。
- (6) その他必要となる書類

1 4. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様で定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1 5. 特記事項

- (1) 当機構の業務の都合により、出張及び外勤を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。なお、出張及び外勤にあたり、当機構所有の車両を派遣労働者が運転することがある。
- (2) 福島県環境創造センター環境放射線センターに従事している際に非常事態が発生した場合は、指揮命令者の指示に従うものとする。
- (3) 本作業は、帰還困難区域となる場合があるため、その場合には特殊勤務手当に従事者に支給すること。
- (4) 受注者は、本作業に従事する作業員に係る労働条件通知書（労働基準法第 15 条に規定する労働条件を明示した書面）に特殊勤務手当に関する事項が適切に反映されるよう周知する等必要な措置を講じなければならない。
- (5) 受注者は、特殊勤務手当を支給している場合は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給され

ていることを、原則 3 ヶ月毎に賃金台帳等で確認しなければならない。

(6) 受注者は、特殊勤務手当を支給している場合は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されたことを証するため、作業終了後速やかに、指揮命令者に賃金台帳等の書類を提出しなければならない。

以上